

## 所得確認のための提出書類一覧表

マイナンバーを利用することで、原則、市町村役場等での書類取得手続きが不要となりますが、マイナンバーカード等の所有状況によっては手続きが必要になる場合や提出書類が複雑になる場合がありますので、メリット・デメリットを確認のうえ、負担の少ない方法で提出してください。

提出区分						提出書類	メリット・デメリット		
							役場等での取得手続き (必要な場合は手数料がかかる)	提出書類の数	
マイナンバーを利用する場合	マイナンバーカードの所有状況	持っている				①貼付台紙 ②マイナンバーカードの写し(両面)	不要	1種類 + 貼付台紙	
		持っていない	使用可能な通知カードの有状況	持っている	写真付き身元確認書類の有状況	持っている	①貼付台紙 ②通知カードの写し ③写真付き身元確認書類の写し	不要	2種類 + 貼付台紙
				持っていない		持っている	①貼付台紙 ②通知カードの写し ③写真なし身元確認書類の写し(2種類)	原則不要 (③で必要になる場合あり)	3種類 + 貼付台紙
			持っていない	持っていない	持っている	①貼付台紙 ②マイナンバーが記載された住民票 ③写真付き身元確認書類の写し	必要(②)	2種類 + 貼付台紙	
					持っていない	①貼付台紙 ②マイナンバーが記載された住民票 ③写真なし身元確認書類の写し(2種類)	必要(②)	3種類 + 貼付台紙	
マイナンバーを利用しない場合						①下記のうちいずれか1つ(裏面参照) ア 課税証明書(写し可) イ 特別徴収税額の決定通知書の写し ウ 住民税納税通知書の写し	左記書類があれば不要 (ない場合は必要(ア))	1種類	

※マイナンバーを利用する場合は、貼付台紙に貼り付けて提出してください。(住民票等大きくて貼り付けられないものは貼り付け不要)

### 【マイナンバーカード】

※両面の写しを提出



### 【通知カード】

※記載内容に変更がない場合のみ使用可能

※変更手続きしている場合は裏面の写しも提出



### 【写真付き身元確認書類】

下記のうちいずれか1つの写し

- ア 運転免許証(運転経歴証明書)
- イ パスポート
- ウ 療育手帳
- エ 身体障害者手帳
- オ 在留カード 等

### 【写真なし身元確認書類】

下記のうちいずれか2つの写し

- ア 健康保険証(被保険者記号・番号を黒く塗りつぶすこと)
- イ 住民票
- ウ 児童扶養手当証書
- エ 生活保護受給証明書
- オ 生徒手帳(公立に限る)
- カ 後期高齢者医療被保険者証
- キ 医療費受給者証
- ク 年金手帳(基礎年金番号通知書) 等

【マイナンバーを利用しない場合の提出書類】 ※令和5年度（前倒し給付の場合は令和4年度）のもの

(申請前にご自身で住民税所得割額を確認することができます。)

ア 課税証明書

**令和〇〇年 市民税 県民税 課税証明書**

氏名		生年月日					
納税義務者の住所							
令和〇〇年中の合計所得金額 円	円	令和〇〇年度 年税額		市民税内訳		県民税額	
		円	円	円	円	円	円
給与収入金額	円			均等割額	所得割額	均等割額	所得割額
余白	円						
所得の内訳		所得控除の内訳				特別控除額	
種類	金額	〇〇〇〇控除額		円		円	
給与所得	円	□□□控除額		円			
以下余白	円	所得控除合計		円			
	円	以下余白		円			
	円						
	円						
	円						
	円						

寡婦	寡夫	勤労学生	本人障害	扶養障害	配偶者	扶養							
一般	特別	普通	特別	普通	同居	特別	一般	老人	同居	老人	特定	16歳	その他

上記のとおり相違ない事を証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 △△市長 印

ウ 納税通知書

**令和〇〇年度  
市民税・県民税 納税通知書**

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
岩手県△△市□□□□  
●●●●様

この納税通知書により、各納期の税額を指定した納期限までに納めてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 △△市長 印

【普通徴収期納付額】	
期別	納付額
第1期	令和〇〇年〇月〇日
第2期	令和〇〇年〇月〇日
第3期	令和〇〇年〇月〇日
第4期	令和〇〇年〇月〇日

世帯番号  
通知番号

下記に記載のある方は口座振替納税です。  
金融機関  
口座種別  
口座番号  
口座名義人  
納付方法

**市民税・県民税課税明細書**

賦課期日現在の住所		氏名		令和〇〇年度分 △△市	
所得区分	所得金額	所得控除金額		課税所得金額	
給与所得	収入所得	雑所得	雑所得	総所得	
営業所得	営業所得	医療費	医療費		
不動産所得	不動産所得	社会保険料	社会保険料		
配当所得	配当所得	生命保険料	生命保険料		
雑所得	雑所得	地震保険料	地震保険料		
公的収入	公的収入	障害者	障害者		
雑所得	雑所得	寡婦・ひとり親・勤学	寡婦・ひとり親・勤学		
業務・その他	業務・その他	配偶者	配偶者		
総合課税の短期譲渡	総合課税の短期譲渡	扶養	扶養		
長期譲渡	長期譲渡	普通	普通		
合計所得金額	合計所得金額	老人	老人		
		同一生計	同一生計		
		特定	特定		
		老人	老人		
		その他	その他		
		扶養障害	扶養障害		
		本人障害	本人障害		
		寡婦	寡婦		
		ひとり親	ひとり親		
		16歳未満	16歳未満		
		普通徴収税額	普通徴収税額		
		均等割額	均等割額		
		特別徴収税額(給与)	特別徴収税額(給与)		
		特別徴収税額(年金)	特別徴収税額(年金)		
		普通徴収税額	普通徴収税額		

イ 特別徴収税額の決定通知書

**令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)**

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得③	税額控除前所得割額	住所	受給者番号	氏名	指定番号	
	給与所得		山林所得	税額控除額					
	その他の所得計		分離短期譲渡	<b>所得割額</b>					
		総所得金額①	分離長期譲渡	均等割額		令和〇〇年〇〇月〇〇日			
			株式等の譲渡	税額控除前所得割額					
所得控除	雑損	所得控除合計②	先物取引	税額控除額					
	医療費		扶養親族該当区分	先物取引	<b>所得割額</b>				
	社会保険料		本人該当区分	先物取引	均等割額				
	小規模企業共済		基礎	先物取引	特別徴収税額				
	生命保険料		基礎	先物取引	控除不足額				
	地震保険料	基礎	先物取引	既充当額					
			先物取引	既納付額					
			先物取引	差引納付額					
			先物取引	変更前税額					
			先物取引	増減額					
			先物取引	変更月					

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

△△市長 印